法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画調査室並びに企画官及び刑事調査官） **第八条**　総務課に、企画調査室並びに企画官及び刑事調査官それぞれ一人を置く。 ［２・３　略］ ４　企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　検察庁の組織及び運営に関する事務のうち職員の教養及び訓練に関する特定事項に係るものの企画及び立案に関すること。 二　検務事務に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案に関すること。 ５　［略］	（企画調査室及び刑事調査官） **第八条**　総務課に、企画調査室及び刑事調査官一人を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ４　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
（地方法務局に置く課等） **第三十四条**　地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（さいたま地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課 ［２・３　略］ （戸籍課の所掌事務） **第三十八条**　地方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第十六条に定める事務に関すること（さいたま地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局を除く。）。 二　［略］	（地方法務局に置く課等） **第三十四条**　地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課 ［２・３　同上］ （戸籍課の所掌事務） **第三十八条**　地方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第十六条に定める事務に関すること（横浜地方法務局及び神戸地方法務局を除く。）。 二　［同上］